

## 気象情報・防災情報等による緊急対応について

鹿屋市立鹿屋女子高等学校

### I 気象警報・防災情報にかかわる対応について

※情報を確認するメディアは、NHK テレビ、NHK ラジオ、鹿児島気象台HP、FMかのやを基準とする。  
また、居住地の防災情報を基準とする。

#### 1 特別警報が発表されている場合

- ・午前6時の時点で、鹿屋市に**特別警報**が発表されている場合は、臨時休校とする。
- ・通常の自宅出発時間までに、**特別警報**が発表されている場合は、自宅待機とする。

※速やかに命を守る行動をとること。

#### 2 土砂災害警戒情報・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表されている場合

- ・午前6時の時点で、鹿屋市において、上記のうち、1つでも発表されている場合は、自宅待機とする。
- ・通常の自宅出発時間までに、上記のうち、1つでも発表された場合は、自宅待機とする。
- (1) 午前9時の時点で、上記の警報が解除になった場合は、安全を確認して登校する。  
各教室で点呼を10:30に行い、授業は3限目(10:50)から実施する。
- (2) 午前11時の時点で、上記の警報が解除になった場合は、安全を確認して登校する。  
各教室で点呼を13:30に行い、授業は5限目(13:40)から実施する。
- (3) 午前11時の時点において、上記の警報のうち1つでも発表されている場合は、臨時休校とする。

#### 3 避難情報「警戒レベル4（避難勧告，避難指示(緊急))又は5（災害発生情報）」が発表されている場合

※午前6時の時点で、鹿屋市（西原，新川地区など）に「警報レベル4または5」が発表されている場合は、自宅待機とする。

- ・登校については、上記2と同様とする。
- ・午前11時の時点で引き続き発表されている場合は、そのまま臨時休校とする。
- ・自分の居住地区で発表された場合は、登校しないで警戒レベルに応じた避難行動をとること。

#### 4 その他

- (1) 生徒が登校後に警報等が発表された場合には、生徒の安全を最優先とし、学校待機または下校等を校長が判断する。
- (2) 登校中に警報等が発表された場合には、自宅や学校等最寄りの安全な場所で待機する。その際には、学校もしくは保護者への状況連絡に努める。
- (3) 生徒が在籍している段階で、翌日(及び休日明けの日)の天候等による危険が予想される場合は、生徒が下校するまでに、状況を判断し、翌日(及び休日明けの日)の指示を出す。

### II 留意事項

- 1 鹿屋市に警報が発表されていなくても、各自の居住地で警報や避難情報が発表されている場合は、原則として上記に準じた対応とする。その場合の欠課、欠席は出席扱いまたは出席停止とする。
- 2 警報・避難勧告が発表されていない場合でも、災害の危険性については居住地によって異なる場合がある。登校の際に危険が予想されると保護者が判断した時は、その旨を学校に連絡し、自宅待機とする。その場合、後日状況を確認した上で出席扱いまたは出席停止とする。
- 3 臨時休校や授業開始時刻等の対応については、本校メールを配信するので確認すること。
- 4 模試・検定は原則として授業日の判断に準ずる。週休日の部活動については、原則中止とし、顧問が別途指示する。